資料1

観光税検討委員会 第1～3回の振り返り等

野沢温泉村における観光税（パブリックコメント資料より抜粋）

名称	宿泊税
目的	持続可能な観光地経営
納税義務者等	納税義務者：本村の宿泊施設（民泊含む）への宿泊者 課税客体：本村の宿泊施設（民泊含む）への宿泊行為 課税標準：1人1泊当たりの宿泊料金 **注：検討委員会では、野沢温泉村の特性を踏まえ、宿泊税は定率課税とすることが望ましいとの意見で一致したため、本案は定率課税を前提としている。**
徴収方法 （長野県に準じる）	宿泊施設の経営者その他徴収の便宜を有する者による特別徴収
特別徴収義務者報償金 （長野県に準じる）	期限内申告納入額の2.5%（制度開始5年間は0.5%を加算、電子申告した場合は更に0.5%を加算）
税率	3.5%(県税分である100円を税額控除した額が村税) **注：税率設定は以下の点も踏まえたもの。** **① 長野県の租税調整の仕組みにより、村税の税率設定によっては宿泊料金帯によって税率が変動する場合がある（P.3「（参考）宿泊料金による税率変動の課題」参照）。** **② 宿泊料金に応じて税率が変動する制度設計は、特別徴収義務者である宿泊事業者の事務負担を著しく増加させるため、実務上適当ではない。**
課税免除 （長野県に準じる）	幼稚園、小学校～大学の教育活動又は研究活動として宿泊する場合 保育所等の施設の主催する行事として宿泊する場合 ※学校、施設の長が証明するものに限る
免税点 （長野県に準じる）	1人1泊 6,000 円未満の宿泊 **注：公平性の観点から免税点を設けない考え方もあるが、長野県宿泊税の制度設計との整合を図る観点から、長野県に準じた設定とする。**
使途（方向性）	体験価値の向上と需要管理、観光産業基盤の強化（地域の持続可能性に資する人材育成等を含む。）、生活環境の改善、自然・文化資源の保全と継承等 **注：宿泊税に基づく財源の受け皿として基金を設置し、当該基金は、観光関連団体・観光事業者等との協働により策定する「（仮称）観光地マスタープラン」に記載された事業の実施等に充当するものとする。**
制度開始日（予定）	条例案可決後、総務大臣の同意を経て、2026年6月1日
制度見直し期間	導入当初3年、以後は5年ごとに制度の見直しを検討。 また、税率については、長野県宿泊税の「税率の特例」終了又は制度変更の発生を見据え、必要な見直しを実施。

振り返り：「宿泊税の独自課税」を実施する理由

新たな観光財源の必要性

- **財政構造の課題：**
  - 野沢温泉村の歳入の約70%は地方交付税などの依存財源であり、自主財源は約30%、村税は約10%に留まっている。
  - 観光を主幹産業としながらも、観光関連施策に充てられる商工費の割合は歳出の10%前後と低い水準となる。
  - 観光客が増加すれば地域のインフラ維持やサービス提供のコストも増えるが、現在の財政システムでは、そのコストを負担する仕組みが十分ではない。
- **将来への投資の必要性：**
  - 今後、人口減少による個人住民税の減少が見込まれる中、持続可能な地域社会を形成し、国内外の競合リゾートに対する競争力を維持するためには、観光分野において戦略的な投資を行うための安定した自主財源の確保が不可欠となる。
  - 具体的には、人材育成、夏季シーズンの誘客強化、国際リゾート化への対応といった観光面の課題解決が求められている。

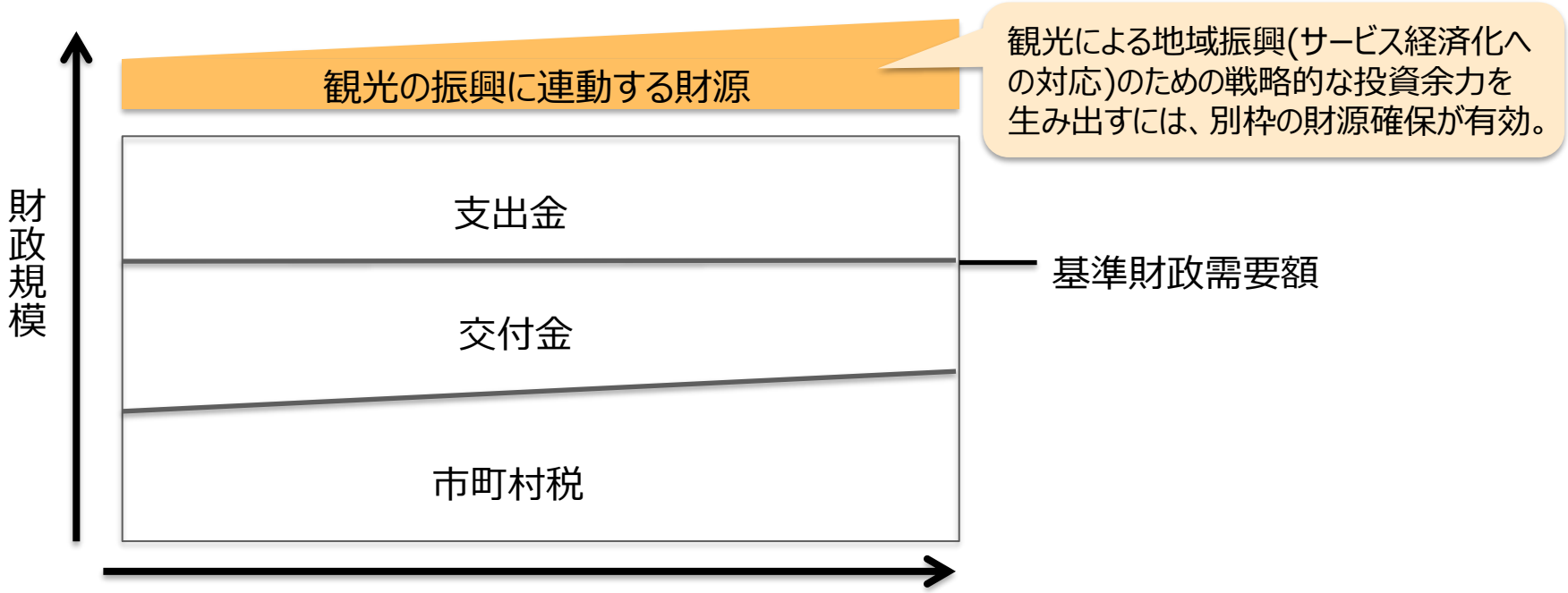

観光財源候補の検討①：「法定外税」の選択

- 野沢温泉村において考えられる観光財源候補は、①入湯税のかさ上げ、②任意の協力金（例：リフト券購入時の上乗せ等）、③法定外税がある。
- このうち、「①入湯税のかさ上げ」による税収をエリア全体の観光財源として活用することは、温泉を有する宿泊事業者と、有しない宿泊事業者（民泊を含む）との間に実質的負担の不均衡を生じさせるため、適切ではない
- また、「②任意の協力金」については、既に下記の仕組みが存在するところ、追加の協力金の設定は困難である。
  - 野沢温泉村は雪上使用料として、スキー場から年間約5億円の収入を得ている。
  - スキー場の入場者数に10円を乗じた金額が村のスキークラブへの寄付に充てられている。
- そのため、③法定外税が有力候補となる。

観光財源候補の検討②：「宿泊税独自課税」の選択

- 長野県では、2026年6月から県宿泊税を導入予定となる。野沢温泉村において宿泊税独自課税をしなかったとしても、長野県から市町村交付金を受け取るものの、以下の懸念がある。
  *なお、宿泊税独自課税をした場合、長野県から市町村交付金は予定されない。
  - **税収の制約：**
    独自課税しない場合、村は県から交付金を受け取る立場になり、税収は県の設計に制約される。
  - **財源使途の制限:**
    県交付金には使途や事業の条件が付される可能性が高い。
  - **制度変更リスク:**
    交付金制度や県税の配分ルールは県の判断で変更され得るため、安定した財源計画が揺らぐリスクがある。

- 「新たな観光財源の必要性」を踏まえると、税収・使途の観点から、野沢温泉において宿泊税独自課税をする必要がある。
  *日帰り客への課税方法（リフト税）についても継続して検討

県における市町村交付金に関する方針

市町村交付金について（現時点での考え方）

3. 制度概要

①一般交付金

【財　源】○徴税経費を除く毎年度の税収の1/3を「一般交付金」とする

【使　途】○観光客の満足度・利便性向上に資する観光振興の新規・拡充事業
○市町村は事業計画を提出することとするが、観光振興目的であれば使途は極力自由とする

【配分基準】○宿泊実績を基にした宿泊者数割を基本として交付し、県全体の観光の底上げを図る観点から、全市町村に一律交付する均等割を設定
○制度開始当初は、人流データ※による宿泊者数に基づき算定し、段階的に宿泊（納税）実績に置き換える
※ 人流データ：携帯電話基地局やGPSの位置情報に基づき取得される移動情報を統計処理したもの

②重点交付金

【財　源】○徴税経費を除く毎年度の税収の1/6を「重点交付金」とする

【使　途】○市町村連携など広域的、かつ重点的施策に活用
○事業実施を希望する市町村の事業計画を踏まえて交付
〈今後3年程度の重点テーマ（案）〉
・二次交通の充実（地域公共交通計画における観光の移動保証の実現）
・観光DXの推進（信州観光MaaSの実装に向けたキャッシュレス化の推進）
・信州DCに向けた受入環境整備（R9夏に向けた取組強化）

【配分基準】○宿泊実績及び周遊実績により交付上限額を設定
○宿泊実績は一般交付金と同様のデータにより算定
○周遊実績は人流データによる宿泊者滞在数（県内宿泊者が宿泊した市町村以外に滞在した数）により算定

7

- 観光振興目的の内容を記載した事業計画の作成することで、市町村に交付される。
- 市町村において基金的な活用が可能かどうかは現時点で不明であり、県側の設計次第となる。

- 県が設定する広域的な重点的施策を市町村が希望する場合に、市町村に交付される可能性がある。

出典：長野県第１回長野県宿泊税活用部会（https://www.pref.nagano.lg.jp/kankoki/shingikai/20250617.html）

観光財源候補の検討②：「宿泊税独自課税」の選択

- 宿泊税の独自課税には制度上の意義が認められる一方で、一定のデメリットを伴うため、こうしたデメリットを十分に考慮し、配慮策を検討することが求められる。

視点	内容	考え方・求められる対応
納税者（宿泊者）視点	• 県税と村税の二重負担に見えることへの理解の難しさ • 長年の国内リピーター離れのリスク	• 特別徴収義務者が活用しやすいQ＆Aや周知媒体の作成 • 宿泊者の体験価値向上につながるような事業の実施
宿泊事業者視点	• 宿泊客への説明対応の負担増 • 宿泊料金の値下げにつながり、実質的に「宿負担」が発生する可能性	• 上記に加え、報奨金・システム改修費の設定 • 産業側の競争力強化につながるような事業の実施
行政視点	• 村役場において徴収事務が発生	• 行政・特別徴収義務者ともに活用しやすい税申告・納入システムの検討

＜イメージ＞

福岡市：広報物データを公開・配布

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/zeisei/life/syukuqa_2.html

金沢市：わかりやすい税申告システムの整備

https://www4.city.kanazawa.lg.jp/material/files/group/17/manual_denshi_syukuhaku2024_1.pdf

「宿泊税の独自課税」の設計

宿泊税の設計①：定率制（県税内包型）

- **以下の野沢温泉村の特性および宿泊者の視点を踏まえると、定率制（県税内包型）が望ましい。**
  - 宿泊施設の多様性：民宿・旅館・コンドミニアムロッジ等の多様な種類、幅広い価格帯
  - 冬季繁忙／夏季閑散の季節変動が大きい
  - 外国人観光客の来訪が増え、高単価層の伸長もみられる

設計パターン		メリット・デメリット	
		メリット	デメリット
定額（一律・段階）		県税との調整が簡易、総務大臣の同意が短期（2~3ヶ月）	宿泊人数と比例してあがる定額は、「量から質へ」という野沢温泉の目指すべき方向性と整合しない。
定率	県税上乗せ型 村税：○% →合計○%＋100円	**宿泊費に比例して上がる定率は、「量から質へ」という野沢温泉の目指すべき方向性と親和性が高い。**	県税との調整がやや難しい、総務大臣の同意が長期にかかる恐れ（4ヶ月以上が想定）
	県税内包型 村税：○%-100円 →合計○%	村税の規定の仕方が簡易となる。 **宿泊客からみて、一定税率となるため分かり易い。**	宿泊客からみて、定額と定率が混じるため分かりにくい。 村税の規定の仕方が複雑となる。 （ただし、北海道・倶知安町で前例あり）

宿泊税の設計②：税率3.5%

- 野沢温泉村は海外のリゾートとも競争する国際的な観光地である。競争力を維持するためには、様々な観光施策を実施する必要があり、その財政需要に対応するためには少なくとも3.5%程度の税率が求められる。
- また、長野県の租税調整の仕組みにより、税率を一定水準（3.33･･･%以上）で設定しなければ、宿泊料金帯によって実効税率が変動し、宿泊事業者の事務負担が著しく増大する。そのため、税率が変動しない水準での設定が不可欠である（次スライド参照）。

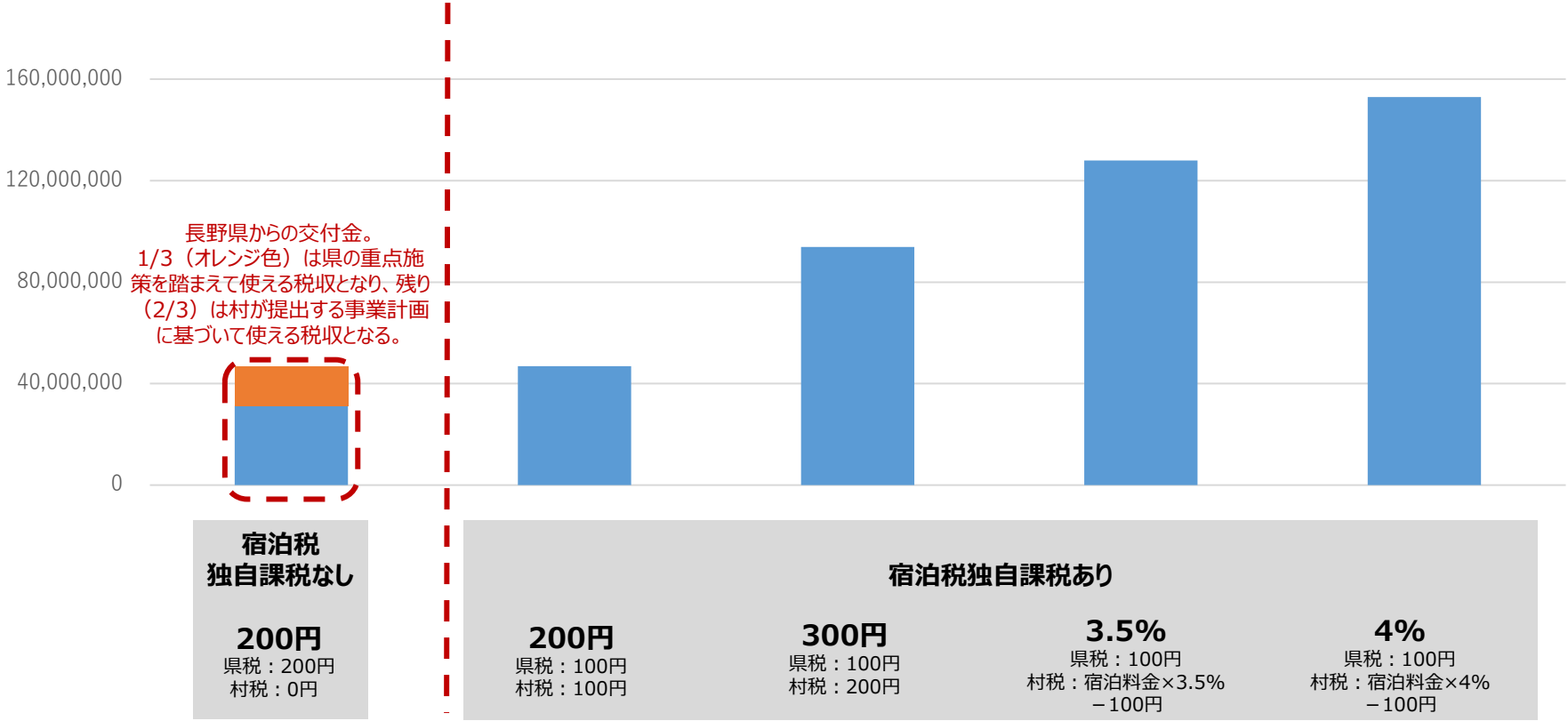

前提となる数値

- 宿泊客延べ数（2023）：545,700（野沢温泉観光地利用者数調査表）
- 平均素泊まり価格：10,653（森委員提供資料、国内OTAデータ利用）
- 素泊まり価格6000円未満の割合：5.5%（森委員提供資料、国内OTAデータ利用）
- 学習旅行割合：4.0%（森委員提供資料、国内OTAデータ利用）
- 徴収手数料：5%

税率が3.33%以下の場合、長野県の宿泊税条例における租税調整の仕組みの関係上、宿泊事業者の手間が甚大になるため、定率の場合の税率は3.5%以上で検討

（参考）宿泊料金による税率変動の課題

■前提

- 長野県宿泊税においては一律「200円」という税額設定（※長野県宿泊税の施行日から3年までの間）をしているところ、長野県内の市町村において宿泊税が導入される場合は、原則として一律「100円」という税額に減額される。
- 野沢温泉村宿泊税においては「宿泊料金× ○%-100円」という税額設定をすることで、宿泊客が実際に支払う宿泊税額を「宿泊料金× ○%」という分かりやすい設計にすることを目指している。

■課題のポイント

- 長野県宿泊税においては細かな市町村との租税調整の仕組みを設けており、**仮に市町村における税額が「100円」未満となる場合には、長野県宿泊税は「200円-市町村における税額」という税額**となる。
- そのため、仮に野沢温泉村において「3%-100円」という税額設定をした場合、以下のように宿泊料金に応じて支払う宿泊税額（県税＋村税）が「宿泊料金× ○%」とはならず、**宿泊事業者・宿泊客双方にとって非常にわかりにくい設計**となってしまう。
  - 宿泊料金6000円：3.33%
  - 宿泊料金6200円：3.23%
  - 宿泊料金6400円：3.12%
  - 宿泊料金6600円：3.03%
  - 宿泊料金6700円：3%

長野県による租税調整

条件（村税額）	県税額	合計額（県＋村）
100 円以上	100 円固定	村税＋100 円
100 円未満	200 円－村税	常に200 円

野村温泉村における宿泊客視点での宿泊税学の例

「常に200円」が適用

野沢温泉村において「3%-100円」という税額設定をした場合

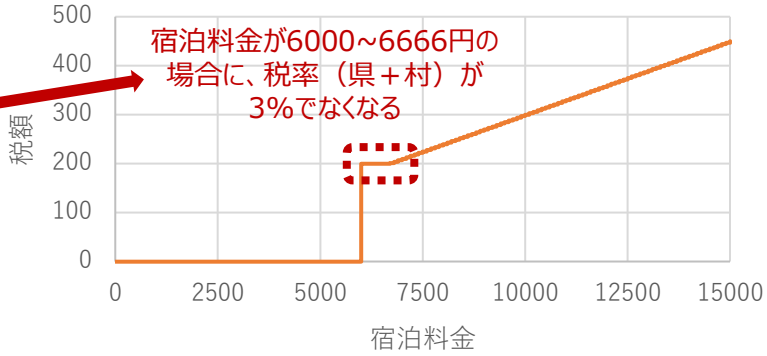

■解決策

- 宿泊料金による税率変動が生じないようにするためには、野沢温泉村宿泊税において「宿泊料金× 3.34%-100円」という税額設定をする必要があるところ、わかりやすさの観点から前スライドに記載したとおり**「宿泊料金× 3.5%-100円」という税額設定を有力候補として検討**してる。
  - 宿泊料金6000円：3.5%
  - 宿泊料金6200円：3.5%
  - 宿泊料金6400円：3.5%
  - 宿泊料金6600円：3.5%
  - 宿泊料金6700円：3.5%

野沢温泉村の宿泊税率を3.34%以上の税率である「3.5%」とすると、長野県の租税調整の仕組みを適用しても
宿泊者からみた宿泊税率は一定となる

※6,000円未満は課税対象外

宿泊税の設計③：課税免除・免税点

- 長野県が設定と統一させることが簡素な租税設計となることも踏まえ、課税免除及び免税点は以下のとおり設定する。

免税点	6,000円未満の宿泊料金（素泊まり・税抜き）は非課税
課税免除	• 幼稚園～大学の教育・研究活動として宿泊する場合 • 保育所等の行事として宿泊する場合 （※学校・施設長の証明が必要）

宿泊税の設計④：特別徴収義務者への配慮

- **特別徴収交付金**
  宿泊税の特別徴収に当たり宿泊事業者には、新たな徴収に係る労力等に対して、納入金額に応じて交付金等を交付する。

特別徴収義務者報償金（先行自治体と同水準）	期限内申告納入額の2.5% （制度開始5年間は0.5%を加算、電子申告した場合は更に0.5%を加算）

- **システム改修費整備補助金**
  宿泊税の特別徴収に当たり宿泊事業者には、新たにシステム等の改修に係る経費が発生するため、システム改修費整備補助金を交付する。

＜イメージ＞

補助対象経費	宿泊税導入に伴って発生する既存のレジシステムの改修又は新たなレジシステムの構築並びにハードウェア及びソフトウェアの購入に係る経費（消費税及び地方消費税を含まない）
整備対象例	• レジシステムの改修及び構築 • ソフトウェアの購入 • PC、タブレット、プリンター、スキャナー及びそれらの複合機器（※プリンター、スキャナー及びそれらの複合機器は、印刷或いはスキャン機能を主とし、一般的にプリンター、スキャナー、複合機と呼称される製品が対象となる。） • POS レジ、モバイル POS レジ、宿泊税用券売機